

令和元年第6回久万高原町議会定例会

令和元年12月11日

○議事日程

令和元年12月11日午前9時29分開議

- 日程第1 議案第100号 久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について
- 日程第2 議案第101号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について
- 日程第3 議案第102号 久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第103号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第104号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第105号 久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第106号 久万高原町森林基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第107号 久万高原町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について
- 日程第9 議案第108号 令和元年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第109号 令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第110号 令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第111号 令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第112号 久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 報告第16号 決算特別委員会議案審査結果報告
- 日程第15 報告第17号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第16 報告第 18号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第17 報告第 19号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

1番 高橋末廣

2番 岡部史夫

3番 天野辰晴

4番 田村昭子

5番 川崎勝弘

6番 熊代祐己

7番 玉井春鬼

8番 瀧野志

9番 大原貴明

10番 中野克仁

11番

12番 中川武志

13番 日野明勅

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 高山稔明

教育長 小野敏信

総務課長 佐藤理昭

保健福祉課長 西森建次

建設課長 猪上浩明

環境整備課長 釣井好春

林業戦略課長 菅隆則

住民課長 林克也

ふるさと創生課長 木下勝也

農業戦略課長 篠崎慶太

会計管理者 中川茂俊

病院事業等統括事務長 渡部定明

教育委員会事務局長 辻本元一

消防本部消防長 高野貢

代表監査委員 菅洋志

○議会事務局

事務局長 山下元司

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時29分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長

日程第1、議案第100号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林 課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第100号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号「久万高原町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第2、議案第101号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今の5ページの歳出のところの、農地農業用施設災害復旧費、11款1項、2項についてであります。業務委託料、結構、金額的にも大きいし、数件にわたっておると思いますが、これはどういうことなのでしょう。町内業者の方がやられるのか、それとも町外からも参加されておるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の御質問にお答えします。  
測量設計費ですが、特殊工法に関しましては、町外業者も入っておりますが、基本的には町内業者を指名して、実施しております。

議 長 よろしいですか。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。  
  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第101号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。  
  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第101号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議 長 日程第3、議案第102号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
  
(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の改正は、従前から言われている非正規職員の待遇改善につながっているということで、特に内容的には、期末手当とか昇給とか、あるいは地方公務員共済組合にも加入ができる。要件等ございますけれども、また人事評価と、そういうことも加味されております。

当然、こういう制度が充実されれば、非常にありがたいことだというふうに考えております。

一つお伺いしたいんですが、こういった形で、会計年度任用職員ということで制度も充実して、採用されるということについて、採用された職員の方は、今後、地域の各種イベント行事、そういったものに積極的に参加をすべきではないと考えますが、どのようにお考えなんでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えいたします。

やはり会計年度任用職員と申しましても、役場の職員の一つでございますので、正規の職員と同じように、それぞれの地域行事でありますとか、研修会とか、そういったものには積極的に参加いただくように、周知はしていきたいというふうに思っております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 周知をしていきたいということではなくて、そうすべきだというふうに捉えさせていただきます。

その上で、確認したいんですが、現行の職員の方々においても、全てではないんですけども、地域によっては、全く地域のイベント行事、そういうものに参加をされないという職員さんもいらっしゃるという声が、ここ数日前に私の耳にも入りました。

多くの職員は、一生懸命、地域行事にも参加して頑張っていると思うのですが、しかし、そういったお声が出てくるということは、いかがなものかなというふうに考えます。

そういったことで、今回の会計年度任用職員、あるいは従前の正規の職員、一般職員も含めて、年に1度ぐらいは、地域活動、地域はそれでなくても若者が不足しておるのです。だから、地域活動にどの程度参加したかという、レポートでも構いませんので、各職員に、お一人お一人、1年に1回ぐらいはそういうレポートを出していただくというのが普通じゃないでしょうか。そうしないと、同じ職員であっても、ある職員は一生懸命やる、ある職員は地域行事には一切参加しないと、そういうことでは、住民の目というものが、やはり厳しい目にうつってきますので、ぜひそこは改善してほしいと思いますが、いかがですか。

議 長 (高山副町長を指名)

副 町 長 ただいまの岡部議員の御質問でございますが、言われるように、職員は地域を盛り上げるために、積極的に地域行事に参加をなささいというようなことを、秋祭りの前の職員会であったり、またそれぞれの地域でイベントが近づいたときの職員会であったり、そういったときには、私のほうから、そういった指導は行っております。

今言われるように、どのイベントに参加をしたかと、なんか出せよと。参加したら証拠を出せよということについては、あくまで地域イベントですので、強制になってもいけないというふうに感じておりますので、そのあたりについては、これから検討をしてまいりたいというふうに思います。

言われるように、地域のイベント、それから、例えば地域の道路愛護とか、そういった地域活動については、積極的に参加するようというのは、常に指

導をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 職員は住民に対しての奉仕者であるということは、皆さん御存じのとおりでございませけれども、レポート提出というのは、皆さんすべからく地域行事に参加してくださいねというお願いの前提に、当然、必須条件にも近いものかと思いますが、やはりそれは当然のことだと思うんですよ。

だから、それを、それは強制的にするのはどうかというのは、まさしくガバナンスが行き届いてないというような形にもなってきますから、それは当然のことに、地域行事に参加しなくて、逆にそこは一体何なんだということは常に言われますから、そこは踏み込んで、別に強制的に、何々の行事に出したかという、そこじゃないんですよ。

だから、どういう地域行事に積極的に参加しましたかという、その確認ですから、何でそこに、いや、ちょっと問題があるから、ちょっと検討させてくれなんていう後ろ向きの答えは、ちょっと必要ないんじゃないかと思いますが。

再度、前向きの答弁をお願いします。

議 長 (高山副町長を指名)

副町長 ただいまの御質問ですけれども、参加した職員は、レポートというか、こういう行事に参加しましたと。結果、こうでしたというようなことをするのは、いいのかなというふうに、そういうことで地域行事に積極的に参加する職員が増えれば、いいというふうに思いますので、検討させてくださいというふうに思います。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)



岡部議員　　そういう職員が増えればいいのかという、今、副町長の答弁ですけれども、町長、これどう思います。やはり職員は地域、それだけでなく若者が、あるいは高齢化が進んで、地域が本当に、地域イベント行事も、何百年続いた行事も、継続できないようなことにもなっている地域もたくさんあるわけですよ。ですけれども、やっぱり役場の職員になったら、そういう地域行事に参加してくれる職員が増えればいいななんていうことで、果たしていいんでしょうか。

町長、前向きの答弁いただけますか。

議　　長　　（河野町長を指名）

町　　長　　私が就任して以来、役場の職員の皆さんの活動ぶりというのは、近いところにいますから、いつも拝見をいたしておりますけれども。私の感想としては、職員の皆さん、いろんなイベント行事、あるいはボランティア行事に、本当によく出てきてくれているなというのは、私の率直な感想です。

今、岡部議員が言われたように、職員は常に町民とともにあるわけでありまして、今の職員さんというのは、非常に、目は町民のほうにしっかりと私は向いているように思っております。

ただ、全てが全て、例えば全員がそれをきちっと、しっかりと自分で考えて、倫理観高く、それを全てやっているかというところ、そこまでは確認できないところもございます。

ただ、副町長からお話がありましたように、ことある機会を捉えて、そのことは皆さんにもお願いしているところがございますから、さっきのレポート云々は、これは役場職員として、当然のアクションでありますから、果たしてそこまでしないと、それが皆さんが理解をいただけないのかなというふうには思いたくありませんから、なお、そのあたりはどうするか、これからさらなる啓蒙をどうしていくか、そのあたりはまた私どもで考えさせていただきますけれども、概して今の職員というのは、過去もそうであったと思いますけれども、非常にそのあたりは熱心に活動はしていただいているように、私は認識をしております。

ただ、今のお話は十分わかりますので、今後、さらなる徹底と申しますか、啓蒙のところはしっかりと対応をしていきたいと思えます。

議長 よろしいですか。  
ほかに質疑される方はございませんか。

(中川武志議員を指名)

中川議員 臨時職員という呼び方は、今後なくなるということでもいいんですね。  
それと、このことによる町の費用負担はどれぐらい増えるんでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中川議員の御質問にお答えをいたします。  
今回、条例の制定を認めていただいた後に、今後、具体的な運用に入っているわけですが、現在の会計年度任用職員移行等、それからあと、この制度が始まることによりまして、正規職員の負担率の見直しというようなあたりも想定いたしまして、今現在での概算では、費用負担が6,000万から7,000万ぐらいというふうに、今のところ見込んでございます。

なお、これは精査をいたしまして、今後の予算措置の段階で、しっかりと説明はしていきたいというふうに思えます。

議長 中川議員、よろしいですか。  
ほかに質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
議案第102号は、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした

いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 日程第4、議案第103号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第103号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行の伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第5、議案第104号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした  
いと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第104号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第6、議案第105号「久万高原町千本高原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 料金の別表、議案書の4ページにありますけれども、広場全面、おおむね20名以上の団体と、括弧で区切ってありますが、おおむね20名以下の対応はどうされるのでしょうか。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 中野議員の御質問にお答えをいたします。  
広場の全面使用につきましては、今、御質問のありましたとおり、おおむね20名以上というふうにさせていただいております。

内容等を見させていただいた上で、「おおむね」といたしておりますので、万が一18名、19名という場合がございますので、そういった場合は考慮して、内容を確認して、許可をするというふうにいたしたいと思います。

なお、内容といいますのは、団体全面使用するについて、ふさわしいかどうかというような内容になろうかと思えます。

以上です。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 この際、申請があつて、使用目的等に問題がなければ、1人、2人でも同じでいいんじゃないかと思うんです。

このおおむね20名というのは、要らないんじゃないですか。後からいろんな問題が発生するんじゃないでしょうか。

例えば、これからですから、あそこでドローンの飛行訓練をしたいとかいうたら、三、四人までで飛ばしてやったりするようなこともあるかもしれませんが、そういうふうなことも、一々これで条例に、ここにおおむね20名以上と書いておつたら、後々いろんな問題がありますから、たとえ1人でも2人でも、全面使用するんなら、この金額でええんじゃないかと思うので、これは要らないんじゃないかと思いますが、どうですか。

議長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 中野議員の質問にお答えします。

御指摘のとおり、1名、2名とも全面使用したい場合があろうかとは思いますが、ただ、限られた広さでございます。御案内のとおり、千本高原キャンプ場、かなりたくさんのお客様にも来ていただいております。

ただ、内容によりまして、ふさわしくない場合、ふさわしい場合あるかと思えますけれども、優先的に、その方に使用していただきますと、ほかの方が使えないという場合も想定されますので、内容について、十分確認した上で、また時期等、使用される希望の時期等も精査した上で、許可をいたしたいという

ことで、おおむね20名以上という縛りを入れさせていただいております。  
以上です。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 そういう意味合いでの、おおむね20名ということでしたら、この料金表の中に、おおむね20名以上の団体というふうに入れるのではなくて、広場の全面使用に対しては、おおむね20名以上の団体というふうな規定にしておったほうが、使用の仕方というところで文書をつくって、ここの金額のところこれをに入れるのは違うんじゃないでしょうか、条例として。

議 長 (木下ふるさと創生課長を指名)

木下課長 中野議員の質問にお答えします。

一応、区分というところに、全面それからキャンプということで分けさせていただいております。

区分というところで、広場の全面使用するに当たり、お貸しできる条件といたしまして、おおむね20名以上ということに入れさせていただいたわけでございます。

議 長 中野議員、よろしいですか。  
ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第105号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第7、議案第106号「久万高原町森林基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

森林環境譲与税の使い方全てが、ここに入れるということではないと理解してよろしいですか。

議 長

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長

中野議員の御質問にお答えをいたします。

環境譲与税を今年度から入ってきておるわけですが、全て使い切るというような方針で、現在、進んでおります。

ただ、今年度使えなかった分、例えば来年度に繰り越しでありますとか、そのような事業が発生した場合、この基金に積み立てをして、後年度、使ってい



くというような趣旨でございます。

以上です。

議長 長 ほかに質疑ございません。

(なしの声)

議長 長 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第106号は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 長 日程第8、議案第107号「久万高原町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議長 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 無償化に伴い、条例廃止ということですが、現実に無償化の恩恵を受けてない方はいるのでしょうか、いないのでしょうか。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

保育料を、以前、徴収しておりましたので、徴収しておったものについては、無償ということで、恩恵を受けているというふうなことになるかと思えます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 受けてない方がいるのかいないのかを聞いているんです。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 岡部議員の御質問にお答えをいたします。

恩恵を受けているということでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 繰り返しの答弁で、わかりませんが、条例上は徴収条例ということですがけれども、これに関連して、恩恵を受けられない方がいるのかいないのかを聞いているんです。わからないならわからないと答えてください。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 岡部議員の御質問にお答えします。

今の質問に対する答弁は、わかりません。

議 長 岡部議員、よろしいですか。  
岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55号  
ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 いわゆる徴収条例によって徴収されていた方が、今回、無償化によって全部  
解消されたので、この条例の範疇に入る方については、恩恵を受けている方で、  
恩恵を受けない方はいないという意味の答弁でしょう。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 はい、そういう意味合いのことでございます。

議 長 よろしいか。  
ほかに質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第107号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号「久万高原町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。 (午前10時29分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時46分)

議 長 日程第9、議案第108号「令和元年度久万高原町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(2款1項 目)

(2款2項 目)

(3款1項 目)

(3款2項 目)

(4款1項 目)

(4款2項 目)

(6款1項 目)

(6款2項 目)

(7款1項 目)

(8款1項 目)

( 8 款 2 項 目 )  
( 8 款 5 項 目 )  
( 9 款 1 項 目 )  
( 1 0 款 1 項 目 )  
( 1 0 款 2 項 目 )  
( 1 0 款 3 項 目 )  
( 1 0 款 4 項 目 )  
( 1 0 款 5 項 目 )  
( 1 0 款 6 項 目 )  
( 1 1 款 1 項 目 )  
( 1 1 款 2 項 目 )  
( 1 2 款 1 項 目 )

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 9 款消防費のことで、ちょっとお伺いしたいのです。  
国土強靱化地域計画作成支援業務委託ということですが、人件費が主だとい  
うことですが、ここの人件費については、どのような方を雇うために充てる人  
件費なのかお聞きしたいと思います。  
人件費を増額というのは、これは 3 9 4 万円のうちの人件費ではないんでし  
ょうか、米印は。  
これ違うんですか。そしたら、3 9 4 万 9 , 0 0 0 円、これの内訳、一般財  
源となっておりますが、一切、そのほか起債とか補助金とか、その活用はな  
いんでしょうか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 国土強靱化地域計画策定支援業務ですけれども、これについては、国の強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法に基づいて、平成25年に法律ができ上がりまして、町で、地方においても自治体においても定めることができるということでございましたが、なかなか全国、その計画の策定状況が進まないというような中で、今回、国のほうで本年度、この計画を立てた自治体に対して、見える化といいますか、優先配分、あるいはこの計画を立てるといふことの要件化というような方針が打ち出されましたので、本町としても、今後、強靱化に向けて計画の策定が必要ということで、計画を策定するものでございます。

内容につきましては、業務支援ということで、この計画につきましては、主なものとしてはリスクシナリオ、施策分野の設定、あるいは脆弱性の分析評価、課題の検討、それからリスクへの対応方策の検討、対応方策についての重点化、優先順位づけ、そういったものを盛り込むというものでございます。

これについては、町独自の予算ということで、今のところは一般財源で、他の特定財源は、見込みはございません。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ここの業務委託をするに当たって、強靱化地域計画の中には、例えば消防団の人員の編成の関係とか、そういったものも、この計画の中には含まれるんでしょうか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 今回の国が示しております内容では、45の起きてはならない最悪の事態、いろんな最悪のシナリオを想定をして、それに対して、各自治体はその脆弱性に対して、どう方向性を出していくかというようなあたりになってくるというふうに思います。

ですから、町の防災・減災、そういった体制を全て含んでの計画ということ

ですので、消防関係の体制についても、内容については触れる部分は出てくるかというふうに思いますが、これは計画策定の中で、しっかり検討はしていきたいと思います。

議長 ほかにも質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第10、議案第109号「令和元年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(林住民課長を指名)

林 課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 国民健康保険は、久万高原町の場合は所得割、資産割、2つを取り入れられておるとお思います。

広域化という流れの中でも、今現在は、自分のところの国民健康保険は自分のところの町でというような流れになっておるとおと思いますが、久万高原町、基幹産業は農業、林業、大変体につき事業を、長年されてきた皆さん方だと思わうわけです。

資産割をいずれのけるようなことになっておるんじゃないかな。今、4分の1ぐらい削られておるのかなというふうに思いますが、私は広域化の中で、資産割は当然、のけてもらうべきだ。

それはどういうことかということ、結構、よその地区と比べて医療費が高い。医療費も結構使とるわけですね。だけど、当然、それだけきつい仕事を長年やってきたということで、何も必要のないのに医療費を使ったわけではない。

私は胸を張って、資産割は早くのけていくべきだと思いますが、このことについてどう思いますか、お答えをいただきたいと思えます。

議長 (林住民課長を指名)

林 課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

御指摘いただいたとおり、県下では資産割を含めた4方式を採用しておるところと、それと資産割を除いた3方式で賦課をしているところがございます。

県内では、7市6町が4方式を採用しておるところでございます。

国におきましては、県下財政保険者が県になったことに伴いまして、県内の保険料の一本化ということ、骨太の方針でも示されまして、一本化をするということ、国のほうからも求められているところがございます。

したがって、今の段階で、いつからということ、県のほうでもまだ明確に知らされてはおりませんが、いずれこの資産割というのは、将来的には廃止に向かって動いていくものではないかというふうにお考えのところ



ございます。

以上でございます。

議長 瀧野議員、よろしいですか。  
ほかに質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第109号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに  
決定をいたしました。

議長 日程第11、議案第110号「令和元年度久万高原町訪問看護事業特別会計  
補正予算（第2号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第110号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに  
決定をいたしました。

議長 日程第12、議案第111号「令和元年度久万高原町浄化槽事業特別会計補  
正予算（第1号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第13、議案第112号「久万高原町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第112号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。  
日程第14、報告第16号から、日程第17、報告第19号の決算特別委員会議案審査結果報告の4件は、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
委員長の報告を求めます。  
(田村昭子決算特別委員会委員長を指名)

田村委員長 決算特別委員会審査結果報告。  
令和元年第5回久万高原町議会定例会において、当委員会が付託を受けた平成30年度久万高原町一般会計及び特別会計、平成30年度久万高原町立病院事業会計、平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計、平成30年度久万高原町簡易水道事業会計決算の審査の経過並びに結果を報告します。  
審査期間は、令和元年10月3日から11月6日の5日間で行いました。  
審査経過ですが、当委員会は、町当局から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書等に基づいて、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに主要施策の成果に主眼を置き、担当職員の説明を聴取し、慎重に審査し、原案のとおり認定することに決定しました。  
決算内容ですが、まず、平成30年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額133億9,420万7,000円、歳出総額122億660万円で、そのうち、一般会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額94億1,164万5,000円、歳出総額84億3,174万5,000円で、差引額が9億

7, 990万円となっている。

この額から、翌年度へ繰り越すべき財源3億3,277万円を差し引いた実質収支は、6億4,713万円となっている。

決算に係る係数等については、監査意見書や概要説明書のとおりです。

主要な財政指数で、当年度決算を見ていきますと、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率が88.9%と、昨年よりも1.6ポイント上昇し、財政の硬直状態は続いており、今後も財政の健全性確保に努めることが重要です。

一般会計と特別会計を合わせた起債残高は、前年度と比較して9億1,911万6,000円減少し、138億8,821万5,000円となっていますが、実質公債費比率は11.6%となり、0.5ポイントの上昇となっております。

なお、基金全体での現在高は65億3,209万円で、前年度と比較して4億7,731万1,000円減で、財政調整基金、まちづくり地域振興基金、消防基金、学校教育施設整備基金などの取り崩しによる減があるが、今後もそれぞれの基金設置目的に沿って、確実かつ効率的な運用が望まれる。

一般会計の歳入ですが、町税において、前年度より1,388万8,000円減、地方交付税は1億9,875万1,000円の減となっている。

税收確保対策については、基幹産業である農業、林業等、納税者がいかに税收を増やしていけるか、町全体の課題として対策を講ずるべきである。

現在の決算方法では、表面上は健全な財政運営のようですが、決算審査はもとより、住民や議会、外部に対する財務情報をわかりやすく開示するため、早く財務書類と固定資産台帳を整備し、地方公会計を実施することで、財政の効率化、適正化を図るべきである。

次に、一般会計の歳出について、総務費については、自主財源の確保において、地域の経済循環率、その経済を強くするための政策を、一人一人の職員が意識を持って実行に移すべきとの意見があった。

総合計画から実行計画の立案において、財政的な部分も含め、職員が専門的な知識を持った人材育成をし、計画に取り組んでいくべきである。

集落支援員の役割、業務のあり方については、各地区で実態や課題、考え方等、それぞれ違うことから、地域の課題解決、そして将来を見据えた運営協議

会を立ち上げるためにも、集落支援員としての役割を認識しておくべきである。

また、地域運営協議会の運営に当たっては、地域と共同のまちづくりとはいえ、費用面等、行政負担関連において、お互いが共有しながら事業を進めていくべきである。

自主防災組織の訓練においては、以前より危機意識の低さは危惧されてきたところだが、全国各地で想定外の災害が起きていることから、自ら行動できる自主防災組織の意識改革を早急にそくすことが重要である。

避難場所の指定についても、町内それぞれ条件が違うことから、地域とも十分検討し、地域防災に取り組んでいくべきである。

防災無線については、災害時に町内全域がしっかりと対応できる整備を早急に実施すべきである。

民生費については、福祉関係のNPO法人の運営状況については、決算書報告だけではなく、利用者本位の事業や、活動ができているのか、概要説明はきちんとすべきである。

高齢者の生きがい対策では、シルバー人材センター、介護支援等ボランティアなどさまざまであるが、農業、林業などでの高齢者の所得向上による生きがいなど、あらゆる分野を各課で検討すべきとの意見があった。

在宅医療に関して、医療機関、包括支援センター、保健センター等の連携を図り、時間外の救急体制の対応が重要である。また、介護事業等の総合的な相談窓口の設置を検討すべきである。

ささゆり荘に関しては、専門職も含め、職員の人手不足等の問題が見られ、今後において、職員が充実できる職場づくり、働き方改革に取り組むべきである。そして、入所者が安心して生活できるためにも、早急な経営改善が必要である。

住民課関連費については、マイナンバー制度、あるいは戸籍事務等については、セキュリティー対策の問題があるが、今、AI、ICT活用の技術改革が急激に進んでおり、行政事務も大きく変わることから、役場庁内全体で、その対策をしておくべきである。

唯一の自主財源である税収が、毎年減収しているが、大きな要因は、大型企業の償却資産の減額であるが、町民の事業者や農林業者等、所得向上に関して

は、課税徴収する住民課だけの問題ではなく、全課で議論し、取り組むべきである。

また、徴税が減少する中で、現在、検討されている町有資産を売却、譲渡することでの固定資産の税収増を検討することなども、庁内会議等の場で、住民課として提案すべきである。

課税の評価額においては、大きな変動はないが、最近の本町の土地の売買価格が異常なほど低価格で行われている現状を聞くが、町はその問題に対して、実態調査、情報収集、対応策を検討すべきとの意見があった。

衛生費については、今後のし尿処理、ごみ収集については、委託と直営とがあるが、将来の環境衛生センターのあり方も含め、計画的な実行が望まれる。

農林水産費については、耕作放棄地の発生防止や、農地の復旧手段の検討をするために、農地の保全は高齢化も進み難しいが、優良農地の貸与とか、もっと積極的な対策を考えるべきである。

農業戦略課として、町の基幹産業である、儲かる農業の基幹産業であるもうかる農業の指導や対策を、もっと戦略的に、結果として出さないといけない。

農業公園を中心にした担い手対策については、多くの補助金を使って人材育成をしており、さらに定着率の向上に努力すべきである。

鳥獣被害防止対策について、特に高齢者農家では、大きな問題となっているが、住民への注意喚起だけでなく、もう一步踏み込み、効果的な対策を検討すべきとの意見があった。新規作物や、6次産業化、または今後、スマート農業を進める上で、農業者の経験や意見を生かした組織づくりや、運営方法にして対策を講ずるべきである。

林業成長産業化地域創出モデル事業の総合商社化については、ICT化を含め、早急に実施すべきで、高い評価を得た計画も全く意味がない。計画どおり5年以内を目標に、実行すべきである。

また、県が進めるCLTの補助事業の普及推進をどんどん進めているのに、町との整合性がないのは疑問であり、不透明である。

第3セクターのいぶきの経営については、時代の流れとともに、人材育成と、町内の山を守るという目的が変化してきている。今後、経営組織のあり方も含め、方針を検討すべきと考える。

成長産業化の事業推進だけでなく、全般において、山に係る人の人材育成や、人材不足の問題について、林業戦略課だけでなく、各課動員して、積極的な、さまざまなプランを掲げて取り組むべきである。

上高生を対象に、森林環境譲与税を使って、海外へ林業先進地研修を実施しているが、視察先の研修内容や、その効果などについて慎重に行い、実施すべきとの意見があった。

商工観光費については、ミュージアムグループの関係で、久万美術館の入館者の減少については、多くの課題がある。設立当初の運営基本方針に基づいた企画展を多く実施しているが、多様化した新しい時代に即応した運営を、運営協議会を初め、関係機関で対策を考える時期である。そして、当委員会も含め、代表である館長との話し合いの場を設けるべきである。

町の産業振興支援事業の資金借用期間が5年であるが、期間延長等の検討をする時期ではないかとの意見があった。

各観光施設の課題や今後の取り組みについては、観光事業を含め、総合的に検討すべきである。

土木費については、町の管理する道路や水路等も含め、災害を想定した改良、または新設も含めて、再検討し、早急に災害に対する道路管理に努めるべきである。

町営住宅入居者の滞納については、年々増加傾向にあり、滞納整理には全力で当たるべきである。

消防費については、消防団の再編計画がされようとしている中で、活動服、その他の備品購入についても、もっと計画的な予算の執行をすべきである。

災害に対し、消防における役割を明確にし、自主防災組織の活性化についても、総務課と連携をとって、危機管理意識を持ち、活動できる体制を整備するべきである。

教育費については、小規模幼稚園の交流保育については、幼稚園の先生方の努力や、関係機関の協力で大きな成果が上がっているが、それらに関連して、預かり保育については、方向性や取り組みを、ホームページ等で情報発信して、効果的な取り組みをすべきである。

学校のタブレット購入については、高額で機能も充実した機器を購入してい



るが、有効活用されていない。今後は、研修等の指導方法で対応策を検討すべきとの意見があった。

文化財保護については、振興策として、観光資源ともなり得るような対策も推進していくべきである。

生涯学習班の持つ社会教育、体育関係団体の育成について、組織の運営から事業の見直し、整理整頓しなくてはならない時期がきていると感じる。

また、施設管理においては、総務課と相談しながら、見直しを進めるべきである。

次に、特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計では、国保会計の広域化について、それぞれの市町で条件が違い、所得面も違うので、資産割のあり方など、保険料統一化はされていない。今後、県の指針や、医療費の動向を踏まえて、広域化を進めていくことが重要である。

国保の保険事業の中で、保健センターの保健師の役割は重要であり、予防医療の点からも、積極的な取り組みを実施していくべきである。

また、医療費について、広域化されることによって、緩和されることを望む。後期高齢者医療保健事業特別会計では、今後も広域での取り組みに努力をしてほしい。

介護保険事業特別会計では、介護保険料の未納については、他の課とも協議をしながら、税料金の収納対策とあわせて対応すべきである。

訪問看護事業特別会計では、資料者本位の訪問リハビリ、在宅医療、在宅介護について、専門的に検討し、計画的に取り組んでいくべきである。

農業集落排水事業特別会計では、継続的な使用ができることに努めることを望む。

公共下水事業特別会計では、接続率の向上については難しいが、健全な経営に努めるべきである。

また、合併浄化槽の整備については、詳細な説明と啓発により、推進していくべきとの意見があった。

凶荒予備事業特別会計では、台風災害後の倒木の処理に、補助金を基金の中から出しているが、災害が大型化していることから、今後の対策について、早

急に検討すべきである。

続いて、久万高原町立病院事業会計決算についてですが、平成30年度の入院患者と外来患者の延べ人数は4万9,963人で、入院患者は1,598人の減少、外来患者も1,042人の減少をしている。

地域医療については、公立病院の編成が重要課題となっているが、町立病院については、医師及び看護師の医療従事者の問題や、地域内の医療機関との連携などを図り、自治体病院としての役割を果たすべき、検討を早急に行うべきである。

久万高原町立老人保健施設事業会計決算については、入所、通所を合わせた利用者延べ数は、2万2,540人で、昨年度より入所者で90人の増加で、通所者も84人の増加の、横ばいとなっている。

今後は、本来の老健施設としての方向性を再検討し、健全な経営を行うべきである。

簡易水道事業会計決算については、公営企業会計において、今後は施設の修繕等も多く出てくると思われるが、健全経営に向けて、検討をすべきとの意見があった。

最後に、全体を通じてですが、人口減少が進む中、高齢化による医療、介護、福祉の分野における財政支出も増え続けることから、農林業等の基幹産業振興の早急な対策に取り組まなければならない。

各計画に沿った事業実施において、執行率は低いと思われる。多くの問題が山積している中、効率的で効果的な、時代に沿う思い切った行政改革を実施すべきであります。

厳しい経済状況下であるが、住民主体のまちづくりを、町、議会が、それぞれの果たす役割と責任を明確にし、推進していくことが重要である。

なお、議会は今後ともその動向を、積極的に注視していきます  
以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
田村委員長、お引き取りください。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
報告第16号から報告第19号までの4件は、一括して委員長の報告のとおり認定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、報告第16号から報告第19号までの「決算特別委員会議案審査結果報告」の4件は、一括して委員長の報告のとおり認定いたしました。

議長 日程第18、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。  
お諮りします。  
議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定しました。

議 長

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、12月20日の本会議に委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時44分)

なお、12日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日13日は、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、町民館2階、議員控室で開催して、付託議案の審査を行います。

また、12月20日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局

(終 礼)